

長浜市告示第65号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の3第2項の規定により、同法第24条の2第1項第1号の指定障害児相談支援事業者より廃止の届出がありましたので、同法第24条の3第2号の規定により告示します。

令和8年3月3日

長浜市長 浅見 宣義

- 1 指定障害児相談支援事業者の名称及び主たる事業所の所在地
（名 称） 株式会社CLUB MAISON
（主たる事業所の所在地） 滋賀県長浜市高田町61番地
- 2 事業所の名称及び所在地
（名 称） アシスト
（所 在 地） 滋賀県長浜市八幡東町198-4
- 3 廃止年月日
令和8年3月31日
- 4 サービスの種類
障害児相談支援
- 5 事業の主たる対象者
特定なし
- 6 事業者番号
2570300158